



〃 営林署統廃合

絶対阻止

臨時特集号

馬路署を魚梁瀬へ統合

昭和54年1月1日より

正式発表は9月早々

三日午前十一時、馬路営林署長猪野五男氏が、村役場へ訪れ、口頭で、「馬路営林署を魚梁瀬営林署に統合したい」と、林野庁の意向が正式に伝達されました。

なお、現段階では、「内示」ということになっていますが、猪野署長が、口頭で述べた内容は次の通り。

前置き
(7) 営林署の統廃合については昭和五十三年度に北海道以外の九営林局において各々一営林署の統廃合を行うこととしていたが、林野庁では慎重な検討を行った結果、馬路営林署を魚梁瀬営林署としたのでお伝えする。

(1) 統廃合に関する計画については、現在検討中であり、九月以降に説明することとしたいが、営林署の統廃合については各方面の関心が深いため、できるだけ早くお知らせし理解と協力を得たいと考え、現在までの検討結果をお知らせするものである。

提示項目
(1) 統廃合対象営林署名
馬路営林署を魚梁瀬営林署に統合する。

(2) 統廃合の実施時期

昭和五十四年一月一日を予定している。

(3) 統廃合を行う理由
(7) 最近における国有林野事業の経営状況は、森林のもつ、公益的機能の確保の要請等から、伐採量に限界があること。

木材価格の低迷、人件費の増高がみられること等による経営収支の悪化等の、構造的問題をかかえている。このような事態に、対処するため、長期的観点にたつて、事業運営の効率化、経営管理の適正化等、自主的改善努力を前提として、一般会計からの繰入れ等の、国の財政援助を仰ぎつつ、国有林野事業の、使命を達成していく必要があると考え、関係法案を第八十四国会に提出し成立をみたいところである。

国有林野事業の経営管理面では事業規模に見合った組織機構の改善合理化を図ることとしているが、営林署の配置については、昭和二十二年国有林野事業特別会計制度の発足以来、事業の実態及び道路網の整備や交通、通信手段の発達等社会経済条件の変化にもかかわらず、ほとんど変わっておらず、既に昭和四十七年の林政審議会の答

申及び昨年末の行政改革の推進に関する閣議決定においても、その統廃合がとりあげられているところである。

このため、営林署については、事業規模や管理面積が比較的小さなものの、互に近距離に所在し一体的管理が可能であるもの等で、統廃合を行った場合でも、森林の適正な管理が確保され能率的な事業運営が図られるものや森林を管理しない特殊な営林署であつて別組織によつても、業務の実施が可能なものについては、統廃合を図ることとする考えである。

(4) 馬路営林署を魚梁瀬営林署に統合することとしたのは、同一村に所在すること、両署間の距離が近いこと、馬路署の管理面積、事業規模がいくれも小さいこと、統廃合後の事業実行に支障がないと思われること等を総合的に勘案し決めたものである。

(4) 統廃合後の措置
従来、廃止署において行つていた各事業は統廃合において行うものとし、必要に応じ事業所等を設ける。これら要員配置を含めた事業実行の具体的方法については、現在検討をすすめているところである。

(5) その他
営林署統廃合の実施にあたり著しい影響を受ける市町村においては、一般農林業施策の実施を含め地域振興を図るための諸対策の推進に努めたいと考えている。

あらかじめ、各方面から情報を得ていた村当局では、二日、村民会議役員会を開き、馬路署統廃合に関する発表があつた場合、直ちに次のような対抗策をとり、あくまでも絶対阻止の運動を続けることを確認決定しました。

統廃合はあくまでも阻止

九日に村民大会

(1) 抗議行動は全林野などと歩調をあわせて進める。九日に村民大会を開く。それまでに各部落会を開き、村民に周知する。

(2) 三月定例議会で可決した木引税改正を三日から直ちに施行する。

(3) 馬路村は、国有林と共に栄え国有林と共に歴史を刻んでおり、今までは「国有林とは兄弟」という観点から黙認してきた事柄（搬出伐採時における河川の汚れ、民有地林道の土砂止め等）も今後は積極的に補償等を要求していく。

(4) 中央に対する抗議は随時行う。（抗議運動、抗議電報等）

(5) 発表されたら、直ちに村民会議の役員全員で高知営林局を訪れ抗議する。

愛の一言運動

明日をになう子供達をすこやかに育てるために

①②③④⑤運動をすすめましょう。

① 朝子供達に出合ったら『おはよう』というこばを

おくりましょう。

② 子供達の善意に出合ったら『ありがとう』というこ

とばをおくりましょう。

③ 子供達に『しんせつ』にしましょう。

④ 『すみません』というすなおなこばを送りましょ

う。

馬路村青少年育成会議

